

NHKの情報公開のあり方に関する提言

平成12年11月

NHK情報公開研究会

目 次

I はじめに	1
II NHKの情報公開の現状と課題	3
III NHKの情報公開のあり方	5
1 情報提供について	6
2 情報開示について	6
IV 情報公開の総合的推進	10
1 情報提供への積極的な取り組み	10
2 情報開示の仕組みの整備	11
3 取り組み体制の整備等	15
4 新たな仕組みに基づく情報公開の実施	15
資料編	17

I はじめに

平成12年7月、政府の行政改革推進本部に設けられた特殊法人情報公開検討委員会は最終報告として「特殊法人等の情報公開制度の整備充実に関する意見」をとりまとめた。

この最終報告において、NHKは、「政府の諸活動としての放送を行わせるために設立させた法人ではない」とされ、特殊法人等情報公開法（仮称）の対象法人とはしないことが確認された。その一方で、政府およびNHKに対して、「子会社等との連結を含む財務及び業務運営の実態についての情報提供制度や求めに応じて情報を開示する制度の整備」について検討することが求められた。（資料4参照）

これを踏まえ、NHKは、求めに応じて情報を開示する制度を含む総合的な情報公開のあり方についての検討に着手した。

本研究会は、平成12年9月、その検討に資するため、NHK会長の諮問機関として設置された。本研究会の任務は、公共放送にふさわしい情報公開のあり方を検討し、その審議結果をNHK会長に提言することであり、平成12年9月から11月にかけて、放送の自由と開示請求制度、情報開示の仕組み、再検討の求めに係る第三者機関のあり方、情報提供のあり方など、NHKの情報公開のあり方について、広く検討を行った。

放送や新聞などのマスメディアは、いわゆる社会の公器として公的な役割を担っており、とりわけNHKには、国民共有の財産である電波を利用し、視聴者が直接負担する受信料によって運営される公共放送であることから、より高い公共性とそれに伴う説明責務（アカウントビリティ）が求められる。

情報の氾濫が懸念されるデジタル時代においても、公共放送NHKには、信頼できる情報の拠り所としての役割がますます強く求められていくものと考えられるが、その任務を十全に果たしていくためには、視聴者の支持と信頼をより強固にしていくことが必要不可欠である。

今回の検討自体は、政府の検討委員会の最終報告が直接の契機となったものではあるが、NHKには、自らの姿勢を不断に律し、視聴者の支持と信頼をより強固にしていくための機会として情報公開を積極的に捉えることが極めて重要であることを、まず指摘しておきたい。

以下に、本研究会の検討結果をとりまとめ、提言する。

Ⅱ NHKの情報公開の現状と課題

NHKは、放送法に基づき、豊かでかつ良い番組を全国あまねく放送すること等を目的として設立された公共放送である。その財源である受信料については、NHKの放送を受信できる受信設備を設置したすべての視聴者から、NHKが自ら集金する仕組みがとられている。したがって、多様な視聴者の期待にこたえる放送を実施し、事業活動全般についての理解と支持を得ることに、NHKの事業運営の根幹がある。

NHKの事業運営の基本となる毎年度の予算・事業計画は、国会の承認を得ることになっており、決算も含め、国会での審議の過程を通じて、NHKはさまざまな情報を提供・開示しているが、これは、いわば視聴者の代表としての国会を通じた情報公開として捉えることができる。

視聴者との直接の結びつきについて、NHKは、これを重要な経営課題と位置づけ、そのための組織体制を整備して、理解促進や意向吸収に積極的に取り組んできている。NHKの情報公開は、これら視聴者関係活動の一環として位置づけられており、その現状について本研究会が聴取したところは、資料5のとおりである。

NHKでは、視聴者関係業務を総括する視聴者総局という組織を設け、放送番組に関する情報をはじめ、予算・事業計画、決算等の財務や事業運営に関する情報など幅広い分野にわたるさまざまな情報を、全国各地の放送局での関係文書の自由な閲覧やインターネットのホームページへの掲載など多様な手段を通じて公開している。また、視聴者からの電話等による年間600万件を超える問い合わせ等にも真摯に対応している。今年から、新しい施策として、インターネットを通じた事業活動全般に関する問

い合わせへの対応も開始している。

このような全国的規模での組織的な対応は、一朝一夕になし得るものではなく、長期間にわたる継続的な取り組みの成果であるといえる。内容的にも、たとえば、決算書および業務報告書による情報提供の内容は、一般企業の有価証券報告書にほぼ匹敵する水準にある。これらのことから、本研究会は、NHKの情報公開は、社会的に見ても高い水準にあるものと評価する。

しかしながら、これで十分であるということとはできない。

近年、社会や国民から負託を受けて活動している団体に対して、説明責務の存在を認め、それを果たしていくことを求めることが社会の一般的な流れとなってきた。

本研究会としては、NHKはこのような社会の動きを真摯に受けとめ、視聴者からのさまざまな情報の開示の求めに対してこたえる方法や仕組み、体制をより強化していく必要があるものと考えている。

Ⅲ NHKの情報公開のあり方

特殊法人情報公開検討委員会では、国民主権の原理の下で、「国民に対する政府の説明責務を全うする」という観点から検討が行われた。その結果、最終報告では、NHKは、「政府の諸活動としての放送を行わせるために設立させた法人ではない」とされ、特殊法人等情報公開法の対象法人とはしないことが確認されたことは前述したとおりである。

したがって、NHKの持つ説明責務は、政府のそれとは異なり、NHK自身が視聴者に対して負っている「視聴者に対するNHKの説明責務」であることを、NHKはまず深く認識することが重要である。

他方、NHKが公共放送として視聴者からの負託にこたえ、豊かで、かつ良い放送を行っていくためには、放送番組編集の自由の確保や情報源の秘匿など、放送の自由を確保することが必要不可欠である。

公共放送NHKにとって、放送の自由を確保することも、視聴者への説明責務を果たしていくことも、いずれも極めて重要な価値を持つものであることは論をまたない。

検討委員会の最終報告は、情報公開制度について、自らが能動的に情報を提供する情報提供制度と、求めに応じて情報を開示する情報開示制度の2つから構成されるものとした上で、NHKの財務および業務運営の実態について、よりいっそう明らかにする必要性を指摘し、NHKの情報公開のあり方について検討することを求めている。

本研究会でも、これを踏まえ、NHKの情報公開が全体として十全に図られるようにする観点から、NHKにおける情報提供および情報開示のあ

り方について、それぞれ検討を行った。

1 情報提供について

政府の検討委員会の最終報告では、自らが能動的に情報を提供することの重要性が強調されている。

NHKは、これまでも、放送番組編集の基本計画など放送番組に関する情報や財務に関する情報をはじめ、その活動全般について幅広く情報提供を行ってきており、今後とも、情報提供は放送の自由と説明責務の両立を自律的に図る有効な手段であると位置づけて、提供する情報の分野を限定することなく、さらに充実を図っていきたいとしている。

本研究会としても、能動的な情報提供は、説明責務を果たしていく上での、まずとるべき方策であると考えます。NHKは、今後とも、活動全般にわたる幅広い情報について、積極的に情報提供を推進していくことが重要であると考えます。

2 情報開示について

NHKにおける情報開示について、検討委員会では、法律に根拠を持つ法的請求権（開示請求権）とすべきであるという意見と、NHKが自主的に定める制度にゆだねることが適当であるという意見があったが、最終報告は特段の方向性を示すことなくまとめられており、具体的な検討は、

政府およびNHKにゆだねられたものと受け止めている。

情報開示についてのNHKの考え方は、法的な請求権とするのではなく、NHKの自主的な仕組みとして定め、運用していきたいというものである。換言すると、NHKは、視聴者への説明責務と、放送の自由の確保という2つの重大な価値について、NHK自らが自律的にその両立を図っていきたいという考えである。 (資料6参照)

そこで、本研究会は、NHKが特殊法人等情報公開法の対象法人とならなかったことを踏まえ、NHKの設立根拠法である放送法に法的な権利としての開示請求権を設けることの是非について、検討を行った。

まず、最終報告で示された開示請求権制度は、国民主権の原理の下での政府と国民の関係において法的権利として認められたものであり、これをNHKと視聴者との関係について単純なアナロジーで考えることはできない。

最終報告の開示請求権制度は行政争訟を前提とした仕組みを採用しており、「政府の諸活動としての放送を行わせるために設立させた法人ではない」と整理されたNHKについて、そのような制度を放送法において定めることは困難であると考えられる。

次に考えられるのは、行政争訟を前提としない民事上の権利としての開示請求権を放送法に基づく権利として設定すべきかどうかということになる。

そもそも放送は、取材者や番組制作者など取材・番組制作過程における個々人の自由な創造活動により成り立つ表現行為であるとともに、外部の

いかなる圧力にも影響されない自主的かつ中立的な編集判断が求められる。

NHKは、豊かで良い番組による放送番組の多様化の確保や全国あまねくの放送普及、少数者への配慮など民間放送だけではその達成が十分期待し得ない価値を実現して、広く国民が放送文化を享受できるよう、受信料を財源として、社会の特定の勢力に影響されない公共放送として設立された。

NHK・民放の二元体制の下で、日本の放送が大いに発展し、国民にその効用をもたらしてきたことは、多くの人々の認めるところであるが、NHKの使命が十全に達成されるようにするためには、自由な表現行為や編集判断の自主性・中立性が十分に確保される必要があるものと考ええる。

その点で、仮に放送法に民事上の権利としての開示請求権を設けた場合、それは裁判上の権利である以上、さまざまな主体によって利用され得るのであり、開示請求権の存在またはさまざまな態様におけるその行使が、NHKの自由な表現行為や編集判断に萎縮効果を与えることにつながるのではないかという懸念は拭いきれない。また、放送法の理念という観点から、放送法上NHKに対する郵政大臣の資料提出請求権が限定的に規定されていることとの関係をどう考えるべきかという問題もある。このように考えると、民事上の権利としての開示請求権はNHKにはなじまないものと考ええる。

本研究会としては、以上を総合的に勘案して、情報開示については法的な請求権とするのではなく、NHKの自主的な仕組みとして定め運用していくことが適切であると考ええる。

NHKは、開示の求めに対する判断の中立性が担保されることなど社会的に納得の得られる仕組みを自らの責任において速やかに構築し、実施に移すことが適当であると考えます。そして、今後の社会の動向等を踏まえ、その改善に向けた不断の検証を行っていくことも、あわせて必要であると考えます。

IV 情報公開の総合的推進

NHKは、視聴者に対する説明責務と情報公開を求める社会の動きを踏まえると、先に述べたNHKの情報公開のあり方に関する基本的な検討の方向に沿って、情報公開に関する取り組みを今日的観点から改めて見直すことが必要な時期に来ているものと考ええる。

その見直しの方向について、本研究会は、NHK自らが能動的に情報を提供する「情報提供」と、視聴者からの求めに応じて情報を開示していく「情報開示」によって、総合的に推進し、全体として視聴者の期待・要望にこたえていくことが望ましいと考える。

見直しの結果については、NHKとしての情報公開に関する基準となるものを取りまとめ、その内容を広く視聴者に公表することが必要である。

1 情報提供への積極的な取り組み

本研究会はまず、自らが能動的に情報を提供する「情報提供」によって、視聴者への説明責務を果たしていくことが、自律的であるべき放送機関NHKにおける情報公開の本来的な姿として望ましいと考える。

したがって、NHKは、自らに関する情報の提供の拡充にいっそう取り組むとともに、NHKの事業が子会社等との連携の下に遂行されている現状に鑑み、NHKから子会社等への出資の状況や、子会社等との連結を含む財務状況を中心とした情報の提供についても、他の出資者へ配慮しつつ、より積極的に取り組むことが必要である。

情報の提供にあたっては、視聴者に分かりやすく、速やかに情報が提供されるよう努めるとともに、自らの放送はもとより、情報通信技術の発展に対応して、インターネット上のホームページをいっそう活用するなど、情報の提供手段についても充実に努めることが望ましいと考える。

あわせて、電話、電子メール等による視聴者からの問い合わせについては、視聴者との結びつきをより強めていく観点から、引き続き、丁寧かつ真摯に対応することが求められる。

2 情報開示の仕組みの整備

視聴者意識の多様化が進んでいる中で、NHKがその財務および業務運営に関する情報について、視聴者への説明責務を果たしていくためには、視聴者からの求めに応じて情報を開示していく自主的な「情報開示」の仕組みを新たに整備することが必要と考える。

その際、NHKは、視聴者からの求めに対しては公開を基本とすべきである。ただ、NHKが保有する情報の中には、表現の自由にかかわる放送機関として公開することが不適切なものや、経営体として公開できない情報も存在すると考えられる。

したがって、NHKは、視聴者からの求めの対象となる分野や、不開示とすべき情報の範囲を含め、次のような点に配慮した上で情報開示の仕組みを整備、公表し、実施に移すことが必要と考える。

① 情報開示の求めができる者

政府の特殊法人情報公開検討委員会の最終報告では、NHKに対して情報開示の求めができる者として、「受信契約強制によって受信料を支払う立場にある受信者」、すなわち「受信契約者」を想定しているように見える。

しかしながら、NHKの業務である「放送」の持つ広範性、影響力などを勘案すると、NHKと直接の関係を有する受信契約者に限定するのではなく、NHKの放送を視聴する者（視聴者）すべてがNHKに対して情報開示の求めができるようにすることが望ましい。

その際、全国各地において情報開示の求めができるよう、NHKはその受付方法にも配慮することが望ましい。

② 開示の求めの対象となる分野と不開示情報

先述のように、NHKの保有する情報にはさまざまなものが存在することから、開示の求めの手続きが円滑に行われるよう、開示の求めの対象となる分野や不開示とすべき情報の類型などについて整理し、それを視聴者に対して明示することが必要である。

開示の求めの対象となる分野については、特にNHKには放送法によって保障されている放送番組の編集の自由を確保する上で、公開することが不適切なものがあると考えられる。NHKは、こうした点に配慮し、その対象となる分野を画定することが望ましい。

不開示とすべき情報の類型については、NHKの活動に支障を及ぼすおそれのある情報など独立した経営体として公開できない情報や、開示することによって、個人のプライバシーを侵害するおそれのあるもの、他の法人等の権利・競争上の地位等を害するおそれのあるものなどがある。NHKは、こうした不開示とすべき情報の範囲についても、十分検討すること

が必要である。

③ 再検討の求めに係る第三者機関の設置

政府の検討委員会の最終報告では、「請求者がNHKの開示・不開示等の判断に不服がある場合に、第三者による中立的な判断を加味する仕組みを検討」することを求めている。

本研究会としても、社会的な客観性、妥当性を担保する観点から、開示・不開示等の決定に関して視聴者から再検討の求めが寄せられた場合に、第三者の判断を加味する仕組みとして、第三者機関が必要であると考ええる。

この第三者機関については、NHKの情報公開が政府から独立したものであることから、NHK自らが設置することが望ましいと考える。その上で、第三者機関の委員の選任にあたっては、一定の中立性を担保するための工夫が求められる。

視聴者から寄せられた再検討の求めについて、NHKは、第三者機関に諮問し、その判断を尊重して、改めて開示・不開示等の決定をすることが必要である。また、NHKは、第三者機関の審議が十全に行われるための仕組みを検討することも必要である。

再検討の求めを行った視聴者に対しては、第三者機関の判断が十分伝わるようにすることが望ましい。

④ 情報開示の手数料等

情報開示にあたっては、特定の視聴者の求めに応じて相応の事務が発生するものであることから、受益者負担の原則に沿って、情報開示に伴う実施手数料等を設定すべきとの考え方がある。

他方、NHKの情報公開は、その目的が、情報公開を通じて視聴者の支

持と信頼を得るための活動であることや、日常的に行われている電話等による問い合わせに対しては視聴者に負担を求めることなく實際上情報を提供している実態等があることから、情報開示に伴う実施手数料等の設定は慎重にすべきとの考え方もある。

このため、NHKは、すでに組織的な情報公開に取り組んでいる他の機関、団体、企業等の実情を調査した上で、手数料等の設定の是非について判断することが妥当と考える。

また、情報の開示は、文書の閲覧によって行われるものと考えるが、開示を求めた視聴者の利便を図る観点から、文書のコピーの提供にも応じるべきである。その際、他の機関、団体等においてもコピー料を設定していることなどから、文書のコピーに要する経費については、実費負担の範囲内で設定することが適当と考える。

⑤ 情報開示の円滑な運用

NHKの「情報開示」が円滑に運用され、NHKにおける情報公開の目的が確実に達成されるためには、「情報開示」の仕組みが広く視聴者に理解されるとともに、この仕組みの利用方法や、NHKにどのような情報が存在するか、つまり開示の求めの対象となる文書に関する情報の提供が適切に行われていることが望ましいと考える。

このためには、まず、新たに整備するNHKの情報公開に関する基準となるものの内容を、多様な手段を通じて周知することが必要である。あわせて、開示の求めを行う視聴者の利便に資するよう、NHKの保有文書に関する情報の提供に努めることが望ましい。

また、NHKは、「情報開示」の仕組みが的確かつ円滑に運用されるよう、日常から、業務上発生する文書の適切な管理等に努めることが求められる。

なお、NHKは、視聴者からの開示の求めに対して、真摯な対応が求められることは言うまでもない。こうした観点から、求めの対象となる文書が不存在の場合等においても、その求めの趣旨をくみ取り、可能な範囲で、それにふさわしい情報を提供するよう努めることが望ましい。

3 取り組み体制の整備等

情報公開は、NHKのあらゆる部門、業務がかかわるすそ野の広い活動である。加えて、視聴者からの情報開示の求めに的確にこたえていくためには、相応の事務量が見込まれる。

このため、NHKは、情報公開を担う専任の部署を設け、責任体制を明確にした上で、地方局にも情報公開窓口を整備するなど、全局的な活動として、情報公開の推進に取り組んでいくことが求められる。

また、情報公開の透明性をより高める観点からは、NHKの情報公開の実施状況等について、適宜、公表することが望ましいと考える。とりわけ、「情報開示」については、開示の求めの件数や開示決定件数等について、公表することも検討すべきである。

4 新たな仕組みに基づく情報公開の実施

特殊法人等情報公開法は早ければ来春にも国会で審議され、成立した場合には、行政機関における場合と同様に一定の期間をおいて施行されるものと見込まれている。

一方、NHKの情報公開は自主的な取り組みであることから、他の特殊

法人等の情報公開に関する制度化の動向等に左右されることなく、独自に、新たな仕組みに基づく情報公開を開始することが可能であり、また、早期に実施に移すことが視聴者の利益にもなると考えられる。

こうした観点から、NHKには、情報公開に関する基準となるものを整備することをはじめ、さまざまな準備に速やかに着手することが求められる。その際、NHKは、視聴者の要望・反応や、国会における特殊法人等情報公開法の審議状況などを踏まえつつ、より具体的な実施手順等を検討していくことが求められる。

NHKは、これらの準備が整い次第、新たな仕組みに基づく情報公開を実施するとともに、視聴者への説明責務がより適切に果たされるよう、その改善に向けて不断の検証を行っていくことが必要である。

情報公開への真摯な取り組みを通じて、NHKが、自らの姿勢を不断に律するとともに、視聴者とのきずなをより確かで強固なものにし、デジタル時代においても、視聴者に支持される公共放送として豊かで良い放送番組を提供して、視聴者の期待に十全にこたえていくことを、本研究会として希望する。

資料編

【研究会の設置運営】

資料1	NHK情報公開研究会委員名簿	19
資料2	「NHK情報公開研究会」について	20
資料3	NHK情報公開研究会開催状況	21

【基本資料】

資料4	特殊法人情報公開検討委員会最終報告 「特殊法人等の情報公開制度の整備充実に 関する意見」 (NHK関係部分抜粋)	22
資料5	NHKの主な情報公開の現状 (参考) 視聴者意向件数の推移	23
資料6	自主的な開示請求制度に関するNHKの考え方	26
資料7	近年における情報公開に関する 政府の動きとNHKの対応	27

NHK 情報公開研究会委員名簿

座長	伊藤正己	東京大学名誉教授
委員	青木彰	筑波大学名誉教授
同	清原慶子	東京工科大学教授
同	長谷部恭男	東京大学教授
同	増島俊之	中央大学教授

「NHK情報公開研究会」について

平成12年9月

1 当該研究会は、定款に基づく会長の諮問機関とする。

2 背景、目的

特殊法人の情報公開に関する制度を検討するために設置された政府の「特殊法人情報公開検討委員会」は、7月に取りまとめた「最終報告」で、「受信料を支払う立場にある受信者に対し、受信者からの情報入手の要請に適切に応えることができる仕組み」をNHKと政府によって検討するよう求めたことから、放送の自由に係る報道機関であるNHKの情報公開のあり方を検討し、その審議結果を会長に提言することを目的とする。

3 主な検討項目

- ① 放送の自由と情報開示請求
- ② 情報開示の仕組み、情報提供のあり方
- ③ 不服等に係る処理（第三者）機関のあり方
- ④ NHKの情報公開に関する規程 など

4 構成、運営

- ① 研究会は、会長が部外有識者の中から委嘱する委員5名をもって構成する。
- ② 研究会に、座長1名を置く。
- ③ 研究会の開催は、視聴者総局長（副会長）が招集する。

NHK 情報公開研究会開催状況

回	期 日	審 議 内 容
1	12年 9月13日	<ul style="list-style-type: none"> ○検討テーマとスケジュール ○情報公開の理念と放送の自由 ○NHKにおける情報公開と開示請求権
2	12年 9月26日	<ul style="list-style-type: none"> ○NHKにおける情報公開の目的 ○情報開示請求に関する仕組みのあり方
3	12年10月12日	<ul style="list-style-type: none"> ○救済処理のあり方 ○文書管理について ○NHKにおける情報公開の目的Ⅱ
4	12年10月25日	<ul style="list-style-type: none"> ○情報提供のあり方 ○諸課題の再検討 ○NHKの情報公開のあり方に関する提言（案） ○NHK情報公開ガイドライン（案）
5	12年11月 9日	<ul style="list-style-type: none"> ○NHKの情報公開のあり方に関する提言（案） ○NHK情報公開基準（案）

特殊法人情報公開検討委員会最終報告

「特殊法人等の情報公開制度の整備充実に関する意見」

(平成12年7月)

(NHK関係部分抜粋)

日本放送協会は、全国あまねく受信できるように豊かで良質な放送番組による国内放送等を行うものとして、放送法（昭和25年法律第132号）に基づき設立されている。放送法では、同協会の放送について、一般放送事業者の放送と同様に「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」とされ、また、同協会の放送が、受信者からの契約による受信料の収入により維持することとされていることの趣旨から、同協会は、政府の諸活動としての放送を行わせるために設立させた法人ではないと理解され、対象外とする。

以上のように、同協会については、特殊法人等情報公開法における対象法人としないが、受信契約強制によって受信料を支払う立場にある受信者に対し、関連事業に対する出資等の状況を含め、その財務及び業務運営の実態を一層明らかにし、受信者からの情報入手の要請に適切に応えることができる仕組みを構築することが重要と考える。

したがって、政府と同協会は、子会社等との連結を含む財務及び業務運営の実態についての情報提供制度や求めに応じて情報を開示する制度の整備について検討することが求められる。また、求めに応じて情報を開示する制度を検討するに当たっては、請求者が同協会の開示・不開示等の判断に不服がある場合に、第三者による中立的な判断を加味する仕組みを検討することが適当と考える。

NHKの主な情報公開の現状

(平成12年11月現在)

公開情報		備え置き (供覧)	インターネット ホームページ	放送	官報・新聞 等への掲載	提供形態	備考	
経営委員会議事録		○	○			コピー可	12年10月10日から インターネットで公開	
業務報告書		○	○	○ ニュース等		無償		
決算書		○	○	○ ニュース等	○	無償		
予算書		○	○	○ ニュース等	○	無償		
国会での予算審議の様様				○ 特別番組				
定款		○	○			無償		
国内番組基準		○	○	○		コピー可		
国際番組基準		○	○	○		コピー可		
放送番組編集の基本計画、 放送番組編成計画		○	○ 編成計画 は概要	○ 新年度 番組紹介		無償		
放送番組表			○			無償		
放送受信規約			○		○	無償		
放送受信料免除基準			○			無償		
番組審議会の議事概要、答申		○	○	○		コピー可		
放送制度等に関するNHK意見			○					
世論調査結果、調査研究成果			○ 概要	○ ニュース等		出版	「放送研究と調査」「N HK技研R&D」等	
会長・放送総局長会見要旨			○					
調達に関する情報					○		官報に入札公告、落 札者等の公示を掲載	
年鑑・ パン フレ ット 等	NHK年鑑	○ 本部のみ				出版	国会図書館、全国の 大学図書館、公立図 書館、省庁図書館、研 究所等へは無償提供	
	放送受信契約数統計要 覧					出版	全国、ブロック、都道 府県、郡市区町村別 に掲載	
	NHK ことしの仕事		○ 日本語・英語			無償	日本語、英語、中国 語、ハンブル、スペイ ン語版	
	デジタル時代へのNHK ビジョン		○			コピー可	平成10年度から12年度 の事業運営	
	視聴者意向の業務への 反映事項						コピー可	
	年間視聴者意向集約						コピー可	
データブック世界の放送						出版		

○放送番組による情報公開

- ・「土曜スタジオパーク～あなたの声に答えます」（総合：土曜午後 1:50～3:00）
視聴者からの質問や要望に答えるほか、NHKの最新情報を伝える。
- ・「NHKプレマップ」
NHKの最新情報を伝える。
- ・「NHKテレマップ」（総合：月～金曜午後 7:55～7:57）
NHKの事業活動、番組制作、イベント等の情報を伝える。

○視聴者からの問い合わせ等への対応

視聴者から寄せられる意見・問い合わせは年間約 6 1 0 万件（平成 1 1 年度）。

これらの問い合わせ等には、全国各放送局の視聴者窓口が対応し、可能な限り情報の開示に努めている。

平成 1 2 年 9 月からは、NHK放送センター（東京・渋谷）に、公開文書閲覧コーナーとEメールによる視聴者対応コーナーを併合した新しい「視聴者ふれあいコーナー」を開設。

○視聴者会議

全国 5 4 か所（放送局所在地）で毎年度 3 回開催。予算、事業計画等を説明。

○国際放送の情報提供

「NHKワールドニュース」「周波数表」「NHKワールドTV小冊子」を国内の国際交流団体、在日外国公館、海外進出企業等へ、また、海外の在外公館、日本人会、放送局、新聞・雑誌・通信社等へ送付。

○学校等への情報提供

「学校放送番組と利用のてびき」「幼稚園・保育所番組と利用のてびき」および「番組時刻表」を、全学校に年 1 回配付。また、教育現場の先生方と番組制作現場をつなぐ「教室と放送を結ぶ通信」を毎月作成・送付。

このほかに、NHKの予算・決算の国会審議の過程でも、さまざまな情報開示、情報提供を実施。（このような国会を通じた恒常的な情報開示・情報提供の仕組みは、政府関係機関として国の予算と一括して上程される他の特殊法人には見られない、大きな特徴である。）

(参考) 視聴者意向件数の推移

[内容別件数]

(単位：千件)

	経 営	放 送	受 信 料	技 術	受信相談	そ の 他	合 計
平成 11年度	13 (0.2)	4,172 (68.4)	1,509 (24.8)	6 (0.1)	152 (2.5)	243 (4.0)	6,095 (100.0)
平成 10年度	17 (0.3)	4,319 (71.0)	1,110 (18.2)	9 (0.2)	221 (3.6)	408 (6.7)	6,084 (100.0)

(括弧内は%)

[受付方法別件数]

(単位：千件)

	電 話	投 書	来 局	F A X	懇談会等	集金時等	合 計
平成 11年度	4,475 (73.4)	777 (12.7)	96 (1.6)	623 (10.2)	8 (0.2)	116 (1.9)	6,095 (100.0)
平成 10年度	4,243 (69.8)	1,395 (22.9)	232 (3.8)	37 (0.6)	13 (0.2)	164 (2.7)	6,084 (100.0)

(括弧内は%)

[平成2～9年度 合計件数推移]

(単位：千件)

2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
4,714	4,959	5,258	5,251	5,461	5,611	5,677	5,936

自主的な開示請求制度に関するNHKの考え方

以下の理由から、自主的な開示請求制度が適当と考えている。

〔特殊法人情報公開検討委員会が実施したヒアリング（平成11年11月および12年5月）
において述べたNHK意見要旨〕

【情報公開と受信料制度の趣旨】

受信料制度は、公共放送として自主的・自律的な事業運営を進めるための財源方式であり、それが何であれ外部から強制力が働く余地が生ずるものは可能な限り避けることこそが、制度本来の趣旨に適うものである。

【放送法の理念との整合性】

放送法制のベースとなる重要な理念は、放送の自由の確保、それを担う放送機関の自主性の尊重である。現行の放送法制は、この理念を実現するため、放送事業者の自主的な運用やチェック体制の整備に最大限配慮し、個々の視聴者による直接的な請求等は限られたものとしているのが実情である。

こうした観点から、たとえ政府（郵政大臣）であっても、NHKの業務に関する資料の中で提出を求めることのできるものは、放送法施行令第5条で限定列挙されているもののみである。

【競争関係における情報公開】

NHKは、特殊法人とはいえ政府や地方自治体から独立した一つの放送事業者であることから、民間放送事業者をはじめとするさまざまな事業者との競争があり、基本的にこうした競争関係にない行政機関等と比べ、経営・事業環境が大きく異なる。

【開示請求権による放送の自由侵害の危険性】

NHKの業務である放送（番組）は、他の物品、サービス等と異なり、特段の瑕疵がなくとも、特定の価値観や歴史観に基づく直接的な干渉を受けやすい。数多くの意見や苦情が、法的な請求権という形でNHKに圧力をかける手段に転化する可能性もあり、結果として放送の自由、放送事業の自主的な運営を阻害する懸念は否定できない。

近年における情報公開に関する政府の動きとNHKの対応

	政府の動き	N H K
平成10年3月 7月	自民、社民、さきがけ3党合意（国の情報公開法制定後2年以内に特殊法人の扱いを定めた） 法案を国会提出することで合意 情報公開法案国会に提出	情報公開に関する検討に着手
11年2月 3月 5月 6月 7月 8月 11月 12月	情報公開法公布（法第42条で特殊法人の情報公開について今後必要な措置を講ずることを明記） 特殊法人情報公開検討委員会設置 検討委員会第1回会合	インターネット・ホームページで「定款」、「番組基準」の公開開始 インターネット・ホームページで「放送番組編集の基本計画」、「放送番組編成計画の概要」の公開開始 インターネット・ホームページで「業務報告書」全文（資料編を含む）に公開拡大 特殊法人情報公開検討委員会でNHKヒアリング(24日) 検討委員会へ補足説明「情報公開に関するNHKの考え方と意見」提出
12年2月 3月 4月 5月 6月 7月 9月 10月	情報公開法施行日政令公布（平成13.4.1施行へ） 検討委員会「中間とりまとめ」公表（NHKは対象外とするが、公共放送の性格に即した情報公開制度の検討の必要あり） 検討委員会「特殊法人等の情報公開制度の整備充実に関する意見」（最終報告）総理へ提出、公表（NHKは対象外とするが、政府およびNHKによって、情報提供制度および求めに応じて情報を開示する制度の整備、また第三者による中立的な判断を加味する仕組みを検討する必要性あり）	「経営委員会議事録」公開（備え置き）開始（1月開催分から） 検討委員会へ「中間とりまとめ」に対するパブリックコメント提出 インターネット・ホームページで予算書（収支予算・事業計画・資金計画）の公開開始 特殊法人情報公開検討委員会でNHKヒアリング(17日) インターネット・ホームページで決算関係の全文書及び監事意見書、「業務報告書」に添付する監事意見書の公開開始 新「視聴者ふれあいコーナー」開設 NHK情報公開研究会設置 インターネット・ホームページで「経営委員会議事録」の公開開始（9月開催分から）
13年	特殊法人等情報公開法案（仮称）通常国会へ提出予定	